

第三回参議院水産委員会會議錄第七号

昭和二十三年十一月二十二日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○水産業協同組合法案(内閣送付)

○水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案(内閣送付)

○漁業権等臨時措置法案(内閣送付)

午後二時十二分開會

○委員長(木下辰雄君) 今から水産委員会を開会いたします。前回に引続いて水産業協同組合法案外二案を議題に供します。本日は農林大臣もお見えになりましたので、この法案並びに法案に關連する事項について委員各位の質疑をお願いいたします。

○江熊哲壽君 私はこの希望しておつた両協同組合法が今回提案されたことは非常に感謝いたしておるのであります。尙私共はこの協同組合法と同時に漁業法の改正問題は一日も猶予できない問題であると思ひますが、政府はこの第一國會以來、この二つの重要法案については直ぐ出すような口振りで、しよつちゆう御答弁になつておるのであります。今日まで延び／＼になつておつて、やつと協同組合法が今提案されたということになつたのであります。が、こつと延び／＼に遅れたことが漁村に及ぼした影響が非常に大きいのであります。このことに対する責任は政府自身にあるのだという事は、私この前のときにも御質問申上げたのです。併し遅れたりとも、今回出たというのを喜んでおるのであります。

が、漁業法の改正については、次の國會劈頭に必ず出して頂きたいという事をお願いするわけでありましたが、そのことに對して農林大臣は責任ある御答弁をして頂きたいと、こう思うのであります。この二つの法案が、日本の水産のために重要な役割を持つておることは私から申し上げるまでもないのであります。私はこの二つの法案と同時に、もう一つの法案というものを特に政府において早急に研究して頂きたい。そうしてできるならば、明年の暮の國會あたりまでには出して頂きたいというふうに考えるのであります。が、併しこれは私個人の長い間の水産というものをやつとおつた結果から生まれた考え方であつて、これが今日までまだ一般的にはよく理解しておらないのであります。併し少くとも水産に深い関心を持ち、研究しておる人から見れば、私は必ず同意を得られるものだと思うのであります。そのことは、仮りに私の名前を付けて呼んで見ようかと思ふのであります。今のところ水産資源増養法案或いは水産資源育成法案、まあどういふ名前になるか知れませんが、そういう意味であります。それからこの内容はどういふことを、それじや狙うのか、漁業法が御承知のように、漁業としての業自体を取扱つておる法律でありまして、我々漁業をやするものとしては誠に重要な法律であります。これによつて漁業の秩序が保たれ、それによつて増産が期せられるわけ

であります。併し今日のこの沿岸漁村の実体から見まして、この資源増養ということについて、余りに欠けておるじやないかという事を痛感いたしております。戦前においても問題になつたことは部分的にあるのであります。例えば稚魚を愛護せなければならぬという運動も、稚魚の愛護運動として全國的にやつたことがありまして、それから水質汚毒防止という問題について、かなり強く主張しておつた時代もあるものであります。併し水質汚毒防止の問題等につきましては、或る方面からの大きな圧迫がありまして思うように実現ができなかつた。それは工業を重点的に發展させるというような時代においては、そういうことも一理はあるのであります。併し今日の日本の水産の持つ使命の重大性から考へまして、ただ獲ることのみに吸つて資源増養ということにおいて欠けるということは甚だ遺憾である。これが私共が如何に立派な協同組合法が今日できても、この資源増養において欠けるならば、漁村は没落の一途を辿るものと確信いたしております。つまり人工孵化の問題、或いは輪採法の取上げ方、或いは禁漁区の設定、それから前に申しました水質汚毒防止の問題につきましても、これは國民衛生の立場から見ましても、観光日本を作る立場から申しましても、これは水産の資源増養と共に重要な問題であります。私のここでお願いするのは、この資源増養の立場から見た日本の河川湖沼は

勿論であります。沿岸海水の淨化というところが資源増養上に重要な問題であるかという事は、局部的には被害が頻々と起つておつて、戦争中は勿論、終戦後と雖も、この問題は可なり地方的には重大な問題として取上げられておるのであります。又その資源増養の立場から申しますと、國際的にもこれは非常に重要な問題がいずれは起るだらうと思ふ。鯨の問題とか、北の方のラッコ、オットセイの問題などは、これは以前から、相當古い時代から取上げられておる問題であります。が、私共はこの沿岸漁業、沿岸の魚族と不可分の關係にある他の魚族に対して、極めて近接した一衣帯水のところに東支那海を控へ、或いは大韓民國の海を控へておる。この大韓民國を控へておるということになると、これらの問題は、いづれは國際的な關係も相當濃厚になるのではないかと思ひます。結局この水産部面においても資源増養という問題は、ただ単に一つの國の問題だけでなく、極めて重要な關係を外國との間に持つことになりまして、それがとにかくとして、資源の問題が今日余りに業者によつて忘れられておるということを非常に遺憾に思ふのであります。それで話を元へ戻しまして、水産増殖法とでも言ひますが、そういうふうな観点から一つ急速に立法化する必要はないか、そのことについてどういふふうに農林大臣はお考えになるか。大臣は野におられる当時、水産關係においてはいろいろの

團體に關係されておつて、日本の沿岸魚族の資源が、いかなる状態を終戦後において、又この短かい期間において、も、どういふ資源がどんな状態を迎つておるかということについては相當御関心があると存じますが、このことについて御所見を承わりたいと思ひます。それからもう一つ、これは本國會においては、恐らく問題にはならないと思ひますが、次の國會においては私共はこの問題について必ず取上げたいという氣持を持つておるのであります。これも私個人の意見でありますので、この參議院においては、矢野議員なども急先鋒でありましたが、水産省の設置という問題について、非常に強い意見を持つておつて、私共本委員會においては、水産省設置ということに決定いたしておつたのであります。然るに衆議院側の或る意味合からの譲歩的な決議が取上げられて來たので、私共急速に、この水産廳設置實現を急速に図るのも一つの方法と考へまして、同調いたしまして、お蔭を以て水産廳もでき、その後着々仕事をやつておるし、成績も見えておることは非常に喜んでおられます。これはどうしても日本における水産業の重要性から見ても、どうしても省として発足しなければいけません。直ちに今、五日、十日の中にどういふことでもなく、近い國會において、私はこれが委員會で取上げて、一つ研究して見たいと思ふのですが、周

東農林大臣においては、この問題について如何なるお考えをお持ちになつてゐるか。熱意を以て御研究になるお考えであるか、どうかというふうなことも、併せて伺いたいと思ひます。私は、これらの話が、何もここに実現されようとするところの、この協同組合法案とは関係がないようでありまして、この協同組合法案は、お蔭を以て、恐らくこの國會を、各委員の努力によつて、通過させることだらうと思ひますが、如何に立派な法案ができようとも、私は前申上げたような、これらの問題は、沿岸漁業の行政面と不可分の関係にある、極めて重要な問題だと思ひますので、特に大臣の御答弁を要求する次第であります。(賛成)と呼ぶ者あり)

○國務大臣(周東英雄君) 答へいたします。第一番目の漁業法の提案を、次の國會の頭に出すつもりかどうかというお尋ねであります。御質問の内容にもありましたように、漁業法というものは、水産協同組合法案というものと、恰も車の両輪のごとき関係にあるものであつて、新しい時代の日本の漁業というものを、將來どうちへ持て行くか。どういうふうな経営形態に置くかということが決められて、然る後漁村或いは漁民の漁業経営についての協同組合法案が考えられるべき筋合ひのものであることは、申すまでもないです。従つて從來も政府におかれまして、いろいろ從來の政府でも、これは同時に出すべく努力されたのであります。誠に遺憾なことでありまして、私共も野におります時から、是非とも早くこの法案が提案さ

れるようにということを要望した一人でありますので、新内閣におきまして、できるならば、共に一緒に出し得たならばというのを考えたのであります。実は漁業法に關しましては、一應成案はできておりますけれども、まだいろいろ問題の点もあるようです。従つてすでに新聞等では、漁業法の内容が発表されておりますが、これは少くとも發表した趣旨は、廣く民間の輿論に訴へて、より完備なものに仕上げ、そしてこれを恒久的な立法にしたいということから發表されたと思ひますが、従つて私共の後を承けて、漁業法につきましても、十分聞きまして、十分修正すべきところは修正し、より完備なものにして、次の國會には是非ともこれを提案する運びにいたしまして、先に出る漁業協同組合法の成立に伴つて、中心母体ができている。そこへ漁業権制度を中心とした漁業法の實施を移して行くことにしたい。こういふふうに考えている次第でありますから、御了承を願ひたいと思ひます。

それから第二番目の、將來水産業の重要性から考へて、水産増殖法というふうなものでも作る意思がないかというお尋ねであります。誠に御尤もなお話であります。水産業に對しまして、現在ある資源というもののに對して、できる限りこれを民族の利用に供するために、これに對する漁獲その他をの考へると共に、將來に向つて、水産資源というものは、民族の後裔者に對して、長くこれが又使われるように、はぐくむ必要があるというように、はぐくむ必要があるというように對する御意見は、誠に御尤もであ

ります。これにつきましても、十分私共も研究して見たいと存するのであります。從來と雖も、可なり水産に關しましては、繁殖保護法とか、或いは禁止区域の設定というものがあつて、或る程度の保護は行はれておつたのであります。併し今度の新しい日本においての漁業ということに對しまして、内水面、沿岸漁業、或いは遠洋漁業を通じて、水産の資源を確保するために、必要な面については、いろいろ面から一つ考へて行くことが正しいのであるということをお共も考へます。殊にこれは今お話がありましたように、例えば水質汚毒防止というやうな問題になりますと、水産人ということだけの範囲だけではいけないのであつて、結局水産資源を守るといふことには、水産人或いは水産業界以外の方の御協力を求めることが多々できて来るであらうし、更にお話のありましたように、水産省の設置ということから考へますと、そういう廣い立場から、水産資源保護に關する積極、消極な考へ方をするということは必要であると私共考へます。今水質汚毒防止に關する法律については、水産廳としても、すでにそういう面について、研究立案に現在着手中であるように聞いております。お話の通り、十分慎重研究して見たいと考へます。

それから第三の、水産省の問題であります。これは、御意見もありましたように、水産の、特に食糧問題の解決、或いは食糧問題における大きな水産の重要性ということだけでなくて、國際的にも今後いろいろ問題もありまゝ。そういう際において、水産省というものを獨立させて行くという考へ方については、私共も十分その点は同感の点があるのであります。ただこれらのことにつきましても、日本の現狀に即するに、根本的に行政機構が考へられ直す必要があるのではないかと考へられます。それらの点と併せて、一つ水産省の獨立等については、十分考へを進めて行きたいと、かように考へております。

○矢野西雄君 只今江熊委員から適切な御質問がありまして、これに對する大臣の明確な御回答がありました。私はこの機会に、この法律案が提案されます、その法律案を法律とし、その法律をして最も効果あらしめるために、もつとこの法律を取巻くところの日本の水産關係に關する環境をより以上、よりよくしなければならぬという観点から、只今の江熊委員の意見に、本日の質問に對して非常な賛意を表する者であります。なかなか水産省の行政官廳としての獨立化ということとは、これは実に我々の熱望するところでありまして、農林省があるのにも、農林水産がないということ自体においても、実は漁民或いはこの漁民を駆使して、今まで相當の利潤を挙げた企業家諸君並びにこれに關心を持つておつたところの水産關係の諸君の力が、非常に低調であつたということを立証するものであつて、これは一つの決して喜ばしき歴史ではなかつたと思ひます。新らしい日本の展開のために、我々は先ず水産日本の大いなる躍進という域から出発しなげやならぬというやうな観点に立つても、是非水産の獨立化を圖つて貰ひたい。それによつてこの御提案になつておりますところの各種法案の實現も挙げられるこ

とができると思ひます。過般橋立丸捕鯨船團の壯途を、ここに御出席の各位と共に見送り、その席末を汚したのであります。あれらのごときは、正に戰爭を放棄した日本に取つて、のこされた唯一の産業選士として、日本の実力、あらゆるものを國際場裡において如実に表現して、そして日本の新らしい誕生が國際關係において認められる唯一の場だと私は思ひます。そういうやうな点におきまして、一つの行政官廳が、他の行政官廳と堂々とその地位を同じくする立場から、これをバックしてやらないければならぬと思ひます。殊に日本がまだ獨立國家じゃない、講和會議も迎えてない時において、私は十二分の國際關係の協調を圖り、政府と民間の外交が力を併せて、漁区の拡大というやうな問題は必然考へなければならぬ重大な問題であると思ひます。そういうやうな日本の食糧事情を解決し、日本人の保健問題を根本的に解決するといふやうな重大な問題も、歸するところには日本の漁区の擴張ということにかつておるのであります。その解決を圖るためには、どうしても獨立の行政官廳をここに具現することの必要性を認めるのであります。幸いにしてその方面の最も実力のある人材を農林大臣に迎へて、又水産廳長官に飯山君を迎へておるといふやうな好條件に置かれておりますので、この臨時國會には公務員法の一部を改正する法律案並びに關連する法律、予算等を通過させるのが當面の目的でありますので、敢てこの臨時國會においては、これらの構想、御意見をここに聞こうと思ひませんけれども、少なくとも大臣としては

し、差當つての予算が仮りに成立いたしました曉において、若し実施後不足な面が出て参りますれば、更に考究はいたして見たいと思いますが、差當つて今日では、これで一應行き得るのじやないかということで予算を考えておる次第であります。殊に私は今淺岡さんの心配の金の面のみならず、實際に漁業協同組合の組織促進に關しましては、余程しつかりと各漁業関係者、有識者、又從來の漁業会関係の方々等の一致結束したる一つの力ができて、これが全國的に働きかけて指導するといふような立場でも取らないと、なかなかこれは困難な事情があるのじやないかというのを心配しております。予算及び実行の具体的方策につきましては、幸いにこれが通過の曉におきましては、事務当局ともよく話をして考究して見たいと思ひますが、その際に又委員各位のいろ／＼な御意見も伺つて実施に臨みたい、かように考えておることを申上げて置きます。

それから今の金融の問題であります
るが、これは青山さんのお話も、淺岡
さんのお話も、同様な点に触れておつ
たと思ひますが、誠に御尤もなお話
でありまして、漁業協同組合という形
はできたが、さて今一番問題である漁
村金融、漁業金融に対しては余り手が
打たれておらない、従つて漁業協同組
合等ができました點におきまして、動
かす場合にどこから金融するかという
ことであります。協同組合法の中に
は、綜合金融の立場で融資業務が行わ
れるようになっておりますが、そこで
集められる金というものは急速には期
待ができないのじやないかと思ひます
ので、恐らく中期、短期の資金におき

まして、相当にこれは何か中央的な機関ができて、これが協同組合を通じて流されるという考え方を取らなければならぬのじゃないか、又長期的な資金につきましては、今日考えられてお

りまづる農漁業復興資金として四十億の枠が割当てられておりますが、あの面を一時的ならしめないで、これを或る程度制度化して流すような形を取らなければならんじやないか、こういうふうな面につきまして、目下事務局とも研究をいたしておる最中であります。更に民間におきまして、いろいろ御研究が進むようであります。当委員会でも、できますならば、何か金融問題についての小委員会でもできて御研究を頂くと結構だと思ひますが、衆議院の方では、承わりますと、委員会の方で小委員会を作り、そこへ政府の考えております案等も申上げて、できるだけ実効的な完璧なものを作りたいというようなお話が進んでおるようであります。いづれこれはそういう

お話合ができるのじやないかと思つて
おりますが、これは是非一つ、一番農
漁村関係で遅れておるものが金融の面
である、將來の問題として、是非これ
をやらなければ、將來協同組合ができ
ても本當の漁村の動きができないのじ
やないかと、こう思つておりますが、
大体今のところ考えておりますのは、
そういうふうなところであります。

○淺岡信夫君 只今大臣の御答弁に、
私は誠に敬意を表するものでありま
す。と申しますことは、この法案を漁
村農村に知らしめるということに対し
ては、一應今当局で盛つた予算で、更
に二十四年度においては別途に考えら
れるということに對しまして、私はど

うかそれは少くとも水産廳當局に任せるといふことでなくして、大臣みづから、安本並びに大藏省に當つて頂きたいといふことを強く要望いたして置くものであります。

それから第二に、この法案の裏付けとなるべき金融の面でありますが、この面に対しまして、誠に力強い御回答を頂きまして感謝する次第であります。が、実は先刻矢野委員が言われざしたように、又江熊委員の御質問に對しましての大臣の答弁の一端を伺いまして、ただ水産関係の人たちということに止まらずして、それ以外の人に呼びかけなければいけない、又理解して貰わなければいけないということを伺いまして、非常に喜んでゐるものであります。たゞこの北氷洋に出て参りますあの捕鯨船團を見送りました、私は非常に感激に打たれたのであります。その感激の一切というものは、矢野委員が言われましたから、敢て重ねませんが、せめて私は、あの横

浜の埠頭におけるあの景緻さを大藏當局か、或いは安本當局が見ておつたらば、ということを私は当時深く肝に銘じた一人であります。たま／＼或る一つの案件のために、この沿岸漁業の案件のために、日銀當局或いは復金當局と、殆んど十数度に亘つていろいろ話をいたしました、なか／＼この金融関係の人たちが、水産漁業に対して御理解がないのです。こうした面のうち、實際を私は体験いたしました今日、どうしてもこれは日本における水産という問題に對しましては、十分その監督官廳であるところの大藏とか、或いはその梓を決める安本とかというような面に對しまして、どうか水産廳のみで

なくして、大臣みずからこの法案の裏付けとなる金融面に対しては挺身して頂きたいということを、私は重ねて力強く希望を申しまして、私の質問は打ち切りたいと思います。

○千田正君 先般この法案の事前審査に當つて、藤田次長に私の所感を述べて質問したのでありますが、観点の相違からかして、私としては完全に納得の行かない点がある。というのは、この法案は申すまでもなく、民主國家におけるところの一つの基礎産業に対する民主化という意味の協同法案だと、私はこう思つてゐるのであります。先程大臣の御答弁の中にも、この漁民階級、いわゆる水産業というような仕事は非常に民度が低い、知識が低いという意味において、なか／＼これを知らしめるということは容易ならざることであるが、これは余程鞭をしめてからんというところ、この法案が浮き上つてしようというような意味のようには承りました。私もそう思います。

過去の政治は依らしむべし、知らしむべからずというような封建制度の下に育つた水産業、殊に基礎産業の中で、一番水産業というものが程度が低い、非常に程度が低いだけに、こうした画期的な法案を通過さして、そうしてこれを現実に移すというような問題になると、尙更困難が伴つて来る。そういう意味において、ただ知らしめて、そうして教育してからこの実行を図るのだ、これの完璧を期するのだという意味よりも、私から言えば、むしろ初めから或る程度のを参加せしめて、そうして実際にこれに経験を持たして、この組合の発達を期するのが、本筋じやないか、こう思うので、先般も

うのは、従来の指導者、即ち漁業会或いは水産業会の指導階級の人たちが、

の指導者になるだろう、それであつては決して民主化ではない、少くとも或る程度の人たちが参加して、そうして程度の低いこの漁民に教育を與えて、實際的にこれを指導する方法を與えてやるのが、むしろこの法案の目的である、こういふのが私の建前であります。ところが藤田次長のおつしやるのには、そういふ心配は要らないだろう。尚、協同組合の通過した後に對しては、大体旧幹部、いわゆる旧農業会の指導者階級というものは三割程度で止つておつた。だから漁業会の問題なども、恐らくその程度で止まるのじやないだらうかという観測を下されておつたようであります、私の観測からすれば、むしろ逆であつて、七〇％は

從來の指導者が占め、三〇%は辛うじて漁民の或る程度の知識階級が入るといふ程度で、これが動かされて行くのじやないか、さすればこの法案というものは、当初期待しておつたところの民主的な協同組合法案であるに拘わらず、その成果においては逆轉した問題が起きて来る、こういうところに私の不審の点がありますので、この点について、農林大臣としては、どういふふうにお考えになりますか。私から言わしむるならば、依らしむべし、知らしむべからずといふことでなく、知らしむべし、依らしむべし、共に携えてこの協同組合法案といふものの完璧を期すべきである。その根本方針につい

て敢て農林大臣の御方針を承わりたい、こう思うのであります。以上私の質問を申し上げます。

○國務大臣(周東英雄君) お答えいたします。私もよく今の法案の内容を知りしめて、民主的な協同組合を作るということについては、御意見と全く同様であります。従いまして私はその知らしむるには、なか／＼困難な点が多かるう。それについては漁業関係の各界の人々の協力を得て、そうしてこの組合組織促進に關して、一つの運動を起す必要があるのじやなかるうかということを先程申し上げたわけでありまして、今日の場合、依らしむべし、知らしむべからずということとは絶対に取るべきでないとは私と考えております。その点は同感であります。ただお話の中に、事務当局の方と何か御意見の違つた点があるように聴きましたが、それは恐らくないと思つたのであります。外のところでもちよつと出たのであります。或る場合において、この法案の施行に當つては、従来の業界等の幹部は、將來關係させないような方法を取つたらどうかというようなお話も出たところもありません。そのときに私は言つたのであります。やはり頭から、従来の人が關係しちやいかんとか何とか干渉することは、むしろ民主的でない。従つて法案を先ず漁業者に知らしめる方法をよく取るならば、あとは民主的におの／＼の人格に信頼し、その人の自治に任せて、役員等がこれに出て来るような方法を取つて行けば、大体民主化の方法は取れるのではないかと、殊に農業協同組合が施行せられて約一年になります。今日設立されておる町村の単位組合は約二万六千程あ

りまして、その中のリーダー格と言いますか、役員の分布を見て見ますと、旧來の農業會に關係する役員の数というのが大体一割七分であります。あとの八割三分というものが新らしい、いわゆる新人というものが出ております。而もこれは自治的に、自主的に各人の意思の自由に従つて選出されたものでありますので、むしろそういう形をこの組合の施行に當つて取つても十分達成するのではなかるうかと、こう思うのであります。ただその前に、よく新しい法案の趣旨、新らしい法案の精神というものを理解させるために、各界、各層が協力して當る準備を今から考えて置かなければならぬ。かように考えておる次第であります。

○千田正君 重ねてお尋ねしますが、只今農業協同組合法が通過して一ヶ年、最近各縣に起つて來ておるところの、い／＼な紛争があるものであります。それは曾ての農業會の資産の譲渡を廻つて、あらゆる策動が行われ、殊に或る縣においては、十幾つかの組合ができた。それは或いは自動車確保をするためにやつた。或いは倉庫確保するために組合を作つた。或いは設備を確保するために組合を作つた。そして、曾ての農業會というものは四分五裂して、新しいい／＼ゆるゆる農業協同組合の發足に當つて非常なる不祥事件が起きておる今日であつて、これを再び我々は農業協同組合の發足に當つて、かくのごとき煩瑣な不祥事件が再び起らないような方法において、今後の漁業協同組合の完備な運営を期したいと思つておる次第であります。その点につきまして大臣としては、そうした資産の譲渡、それによつて今後の漁業

協同組合が完璧に動けるような方途をお持ちであるかどうか、その点についてもお伺いしたい。

○江熊哲君 今千田委員の言われる御質問、私個人がそういう仕事に携わつておる關係上、私非常に關係が深いのであります。御尤もなる御意見だと思つておる次第であります。農林省においては結成まで一千万円か、とにかくあらゆる方途を盡して、この結成の促進を図る。誠に結構であります。ところが協同組合は、いづれは善かれ悪しかれできるに相違ないのであります。できた後において、どういふふうにして、このできた協同組合の指導をして行くか、それに対してどれだけの準備が農林省にあるか、どれだけの用意をされておるか、それを併せてお伺いしたい。

○國務大臣(周東英雄君) 千田さんの御質問にお答えいたしますが、これは組合法ができてから後の、組合の組織を促進させるために一番考へなくちゃならぬ点だと思つておる。今お話の漁業協同組合に移り変わる場合における資産の受渡しということに關しましては、特に附則の規定で漁業會の資産處理委員會等によつて決めることになつておりますから、これが十分に公平に平穩に活躍する場合においては、その問題は起らないと思つておる。今農業會の例で御指摘になつたような点は、よく指導者と言いますか、これから促進する舞臺といふものが動くにつれて考へなくちゃならぬ点であります。実は今度の農業協同組合法も、今度できる漁業協同組合法も同じだと思つておる。その地域も、区域も、組合の加入脱退も全部自由になつております。従つて法的には一つの部落に幾つでもできることになつております。これには余り干渉しないことになつておりますので、ややもすると農業協同組合等において、或いは政党的な違い、部落的な感情の違いというやうなことで、殊更にそれを分けて作るというやうな風潮がないことも限らないのであります。そういうことからさして二つ組合を作つた場合、その財産をどうするかというやうな問題が起ることがございます。これは法が自由になつておつても、農業協同組合についての考へ方といたしましても、経済力の弱い農村の農民の方の組合は、更に弱めるやうに二つも、三つも分けるということではよろしくない。やはり農業協同組合のごとき経済團體は、中立の原則と言いますか、政党内にも、階級闘争にも、宗教に、すべて中立であらねばならぬのであります。そういう方面から實際の問題としては、でき得る限り農村の力を弱めないやうに、平和な、そういう強力な團體に作り上げたい、そういうふうに行つて行くのが至当だと、こういう指導方針を取つて行きたいと思つておる。従つて同様なこと漁業協同組合についても考へられるのであります。基本は、どこまでも漁村の経済力を更に弱めることのないやうに、中立の原則で漁村、漁民の方が一致團結して一つの組合を作ることが望ましい。そういうことに持つて行くことによつて、漁業會からの資産の譲渡、受渡しについては平和裡に移行することができるとは平和裡に移行することと思つておる次第であります。従つて漁村は農村と違つて、やはり部落の海面を別々に使つておるといふ所があ

りますから、漁業會それ自体は別じやないかと思つておる。いづれにしましても、從來の一つの強い團體を、ただ政党内か、日本では宗教關係はありませんが、い／＼な部落的な感情で、更に分けるというやうなことはないやうに指導して行くことが基本であつて、そういうことをすることによつて、財産處理委員會で以てスムーズに行くのじやないかと考えております。

○青山正一君 この機会に、第七十八條以下に、掲げてあります漁業生産組合のことについてお聴きしたいと思つておる。この漁業生産組合という制度を採用せんとする理由は、どこにあるか、それからこの漁業生産組合と漁業協同組合との關係に摩擦を生じ、將來協同組合の發達に支障を來さないかどうか、そういう意味で協同組合との連絡を密にさせて、離反せしめないやうにするために、生産組合というものを準組合員でなしに、正組合員にする必要はないかどうか、それから漁業協同組合に立派な漁業自營を認めるならば、本組合の必要はないと思つておるが、これに対する大臣の意見、この四点についてお聴きしたいと思つておる。

○國務大臣(周東英雄君) これは漁業生産組合の制度を新たに設けましたことは、從來も漁業會等の厄介にならずに、中小漁業者自身が漁業組合任意組合などで一つの團體を作つて、直接漁業を営んでおつて、そうしてその組合員は、みづから漁業従事者、漁業經營者になる形でやつて行くものがあると思つて、その形を一つ取入れるということ、公認されるということが一つ、今度は法の根本的精神が、漁業の主体となつて、どこまでも漁業を営む

者でなければ、これを持たせないといふ一つの原則があるのでありますから、従つて中小漁業者がみずから一人一人では漁業をやれないが、力を合せてやるという場合に、会社組織によらず、むしろ組合組織によるという形を残して置いた方がよいという形を、二つから来た私は考えております。従つておのずから漁業生産組合と漁業協同組合との趣旨が違ふのである、この点について相紛消し、又漁業生産組合があるから、漁業協同組合の発達が損われることはないと考えております。

○江熊哲壽君 私にはちよつと簡単なことを大臣にお伺ひして置きたいと思ひます。それは漁業協同組合は、私の聞くとこに間違ひがないとすれば、先日組合法の一部改正の法律案が撤回されたことによつて、全國の連合会が結成されるようになった、事業種別の協同組合が、あれが一本になつて行くといふことになつたように承知いたしましたのであるが、この各府縣の漁業協同組合の連合会の場合にはできないといふことが、はつきり示されたのであります。このことは私は漁業協同組合の行方方が悪いとか、何とかいふのではなく、ああいふふうにならなくてはならぬといふことを、今度のこの法案に対して、そういう意見を強く申述べたのであるが、どうも要領を得ない御答弁でありまして、これは非常に大きな問題で、大臣の先程からの御答弁を承わつておると、こゝういふ機關はどうして中央に、こゝういふ連合会的存在がなければ仕事はできないのだと伺つておる。そういう結論が得られるように御説明があつたように思ひます。私は同

感でございますが、一体協同組合が、水産業の協同組合の場合に、中央の連合会ができない場合は、まるで意味がない、本當の協同組合の行き方ではない。こゝこゝこゝを一體にしただけでは何にもならないといふことを、私は卑近な言葉を以て言つたのであります。が、今度の法案に対して、私は今これを修正して、全部これをどうだといふような強い意見は持ちませんが、併しこれは成るべく近い機会において、これは午前中の衆議院の公聴会をちよつと私は聴いたのであります。こゝういふ意見を漁民は言つておつたのであります。が、成るべく近い機会において、こゝういつたことに、政府は水産業の場合も全國連合会を作ることに持つて行かれようとする研究をしておるのかどうか。水産だけは何か特別の理由があつて連合を認めないのであるか。こゝういふようなことについて、まああなたのお考え、肚のうちに承わりたい。これは非常に大きな問題で、農業の方はあの法案の撤回によつて、もう私共の知つておる範囲では、各地方から陳情に來た組はどん／＼統合するのだと言つておる。農業の方は業種別の連合会ができておるが、これも近いうちに統合されるに違ひない。これらのところをはつきり聴かせて頂きたい。今日はいろいろ／＼な關係上、一應法案はできたけれども、これは仕方がないといふことならば、これは私共存んでもいい。これは重大な問題、中央の連合会の經濟行爲は、私はこゝういふでもないではないかと、極端にまで考えております。連合会の必要は感じておる。どうか一つ明快な答弁を願ひます。

○國務大臣(周東英雄君) お話の点誠に御尤もであります。中央の連合会につきましては、經濟行爲を行つ中央の連合会については、今のところちよつと困難な事情であります。指導團體としての中央團體を作ることに先づ努力し、その後經濟團體についての実現に努力したいと、こゝう思つております。そこまでにして、ちよつと速記を止めて頂いて……

○委員長(木下辰雄君) ちよつと速記を止めて。〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め

て。大体大臣に対する御質問は済んだようでありまして、大臣はちよつと向うの委員会に行かなければなりませんから、それから……青山君は次長に対する御質問が残つております。

○青山正一君 細部に亘つて二三、第十一條の十一号及び第十六條の第二号、契約のこと、これは員外利用、つまり組合員以外の者が組合の施設を利用することがありますが、その利用程度についてお伺ひしたいのです。確かに農業の方は五分の一までと制限を設けてありますが、漁業の方は一体どんな点について一つお聴きしたいと思ひます。

○説明員(藤田康君) 員外利用の程度については、第十一條の三項の但書に書いてございまして「但し、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額をこえてはならない」、つまり同じ程度以上に員外利用を超えてはならない。組合員が利用します程度、それから員外利用者の利用する程度は、大

体同じ程度以上にはなつてはいけないといふことでもあります。

○青山正一君 同じまではないといふわけですね。

○説明員(藤田康君) ええ。それから農業を五分の一というのは、漁業につまましては、それまではやるわけでありまして、それから第十九條の、組合員の出資の問題であります。現物出資といふことができることになつておりますが、その現物出資といふのは、組合に必要な船とか、設備とか、そういうものを対象にするのでしようが、その現物出資の評価は非常に困難なことと思ひますが、何か設立準備会でやるわけですか。別に評價委員会と

いふようなものを作つて設けるわけですか。その点について一つ。

○説明員(藤田康君) この現物出資の問題については、これは實際問題としては定め方が非常にむづかしいと考へます。それにつきましては、三十二條の定款に記載すべき事項の二項に「現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその價格並びにこれに對して與える出資口数を記載しなければならぬ。」とあります。従つて現物出資につきましては、定款でこれを記載するわけでありまして、定款で記載いたします以上は、定款の変更の手續、つまり総会において議決するといふやうなやり方でありまして、これを決定したて行くわけでありまして、

○江熊哲壽君 私は最前大臣に、千田委員からの質問に附随して問うたこと大、お答えがなかつたから、もう一度次長にお伺ひします。組合の結成を促

進するといふことは勿論非常に重要なことでもあります。啓蒙運動があるんだと思ひますが、結成後の指導、そ

ういつた組合の運営といつたやうな方面に對して、何か適當な措置を講ずるやうな御準備があるかどうか、これは生み

つ放しになつて行くんじやないかといふ懸念が確かにあるわけでありまして、府縣あたりの仕事をみますといふと、なか／＼府縣では水産方面に力を入れない縣があつて、協同組合はできたが、生みつ放しになつて、常に何を

しているんだか分らない。漁民も交まつて認識がないために、又こゝういつた余裕もないかも知れないが、無理解のためには不活潑な状態に置かれてゐる実情であります。恐らく全國の漁業会中、三分の二はこゝういつた状態になつて

いるのじやないか、三分の一ぐらゐしか本當に組合らしい仕事をしてゐるものはないやうに私は思ふ。それでこの漁村民主化のために、これだけの手が考

えられて打たれたのだが、その後の行き方といふことは私非常に大きな問題であると思ふ。これにより新漁村が本當にいい成長をするかどうかといふことが決定する次第ですから、私は二十四年度の予算については、政府は相當なものを準備しなくてはならない。こ

のことに對して引續いて第四國會があるんでありますが、準備ができておるかどうかといふことをお答え頂きたいと思ひます。

○説明員(藤田康君) 御趣旨は誠に御尤もだと考へております。私共といつた後には、將來組合が結成されまし

も、我々といましては、いろいろの必要な経費を要求いたしておるのでありまして、併しながら私共の要求いたしております経費が全部通るかどうかは、財政の問題とも関連いたしまして、なか／＼そう簡単ではないと思ひますが、我々としては必要な経費は、できるだけこれを十分に取らうようにしたいと思つてゐるのであります。考へております仕事を申し上げますと、やはり組合の中心人物、組合の運営に当るところの指導者の養成、それから組合の趣旨の普及宣傳のために、講習、講話、或いは印刷物その他パンフレットの頒布、その外座談会、講演会等によるところの趣旨の宣傳普及、尚さういふふうな関係の仕事及び組合の設立指導に当りますところの地方廳の役職員の養成、そういう点につきまして相当多額の経費を要求いたしてゐるわけでありまして、できるだけ実現するようにやつて行きたいと思つております。

○青山正一君 もう一つ質問があります。五十二條ですが、これは法律には、二百名以上の組合員を有する組合では、総代会を作ることができるとなつておりますが、私の考えとしては、組合の幹部のためのみに勝ち負けの総代会は、私は必要はないと思つてゐるのです。それでなくても依存性の強い漁民に総代会を與えるとすれば、有力者或いはボスというものがそこに入り込んで、本當の自主的な組合の運営を阻むということになりはしないか。有力者は漁民に教育と発言の機会を與えるという意味から、この総代会というものをなくして、できるだけ總會一本で進むべきだと思ひますが、当局の考を一つ述べて頂きたいと思ひます。

又網元とか、その傍系ですね。或いは親方、子方という場合に、網元とか、親方が総代になつて、一部の力で左右される心配はないかどうか。その点も一つお願いいたします。

○説明員(藤田君) 組合員の自主的な意思に基いて、教育の点も兼ねて總會一本で進んだらという御意見もあるものであります。それは全体の考え方、できるだけ總會中心でやつて行くということには變りはないのであります。ただ現在の漁村の事情から申しまして、必ず總會でなければ議決ができませんといひますと、非常に不利な場合が起つて來るのであります。従ひまして私共といひましては、その点をも考慮いたしまして、一定数以上の組合員のありますところは、やはり総代会制度を併用したい。これは置く位置かぬとは任意であります。併しながらこれを併用すること、やはり実情に適するものと考えてゐるわけでありまして、従つて今お述べになりました意見と全然逆な意見も出ております。むしろ二百人を超える組合だけが総代会を置くことは困るのであつて、もつと少い組合員の所でも総代会の置けるようにせよ。尚又総代はもつと少くしなければならんという御意見も実は出てゐる。丁度反對の御意見が出てゐるわけでありまして、私共といひましては、両方の御意見をいろいろ噛み合せて、大体原案のようなものゝ適當かと、こう考へております。

○青山正一君 まだ外に質問はありますけれども、この次長に対して個人的に一つやります。

○委員長(木下辰雄君) 外に質問はあ

りませんか……。外に質問がありませんでしたら、本日の委員会はこれで散会したいと思ひますが、どうですか。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) それでは本日の委員会はこれを以て散会といたします。

午後三時二十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
理事 尾形六郎兵衛君
千田 正君

委員 青山 正一君
淺岡 信夫君
江熊 哲翁君
矢野 西雄君

國務大臣 農林大臣 周東 英雄君
説明員 水産廳次長 藤田 巖君

昭和二十三年十二月十日印刷

昭和二十三年十二月十一日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局